

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

計量器の定期検査

漁業法の規定による漁業監督吏員の任命及び解任

漁業法の規定による司法警察員の任命及び解任

牛の肝てつ検査等の実施

新たに行なう土地改良事業の認可

保険医の登録

国有財産の公用廃止

◇教委規則

技能労務職員との給与に関する規則の一部を改正する規則

◇教委告示

昭和三十七年度鳥取県立高等学校通信教育生徒の募集

◇公告

映写技術者試験の実施

◇正誤

昭和三十七年二月九日付け鳥取県規則第二号中訂正

昭和三十七年二月九日付け鳥取県規則第三号中訂正

告 示

鳥取県告示第九十九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定により岩美、気高及び東伯郡の計量器定期検査を次のように実施するので同法第四百四十三条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査区域	検査場所
三月 二十日	気高郡気高町	逢坂小学校
〃 二十二日	〃 〃	浜村農業協同組合
〃 二十三日	〃 〃	気高町役場宝木支所
〃 二十六日	岩美郡岩美町	浦富農業協同組合
〃 二十七日	〃 〃	岩井消防屯所
〃 二十八日	〃 〃	小田農業協同組合
〃 二十九日	〃 〃	本庄保育園
〃 三十日	〃 〃	網代公民館

四月	二日	福部村	福部中学校		
〃	五日	〃	国府町 大成農業協同組合		
〃	六日	〃	〃	宇倍野	
〃	九日	〃	津ノ井村 津ノ井小学校		
〃	十日	〃	気高郡鹿野町 鹿野		
〃	十一日	〃	青谷町 青谷町役場日置支所		
〃	十一日	〃	(午前)	〃	日置谷農業協同組合
〃	十二日	〃	(午後)	〃	青谷町役場勝部支所
〃	十二日	〃	(午前)	〃	中郷小学校
〃	十二日	〃	(午後)	〃	〃
〃	十三日	〃	〃	〃	青谷町役場
〃	十六日	〃	東伯郡北条町	〃	中北条小学校
〃	十七日	〃	〃	〃	下北条
〃	十八日	〃	〃	〃	大栄町 由良公民館
〃	十九日	〃	〃	〃	大栄町役場栄支所
〃	十九日	〃	〃	〃	〃
〃	十九日	〃	(午後)	〃	大誠公民館
〃	二十日	〃	〃	〃	〃
〃	二十日	〃	東伯町	〃	八橋

- 〃 二十三日 〃 〃 浦安公会堂
- 〃 二十四日 〃 〃 上郷農業協同組合
- 〃 二十五日 〃 〃 赤碕町 赤碕町図書館
- 〃 二十六日 〃 〃 安田小学校
- 〃 (午前)
- 〃 二十六日 〃 〃 成実公民館
- 〃 (午後)

備考……計量法第四百二十二条但書による所在場所で行なう定期検査については実施の場所をその所在場所とし実施期日を昭和三十七年三月二十日より四月二十六日までとする。

鳥取県告示第百号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第一項による漁業監督吏員を次のように任命及び解任した。

昭和三十七年二月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

任命	漁業監督吏員 証番号	氏	名	職	名	勤務所	任命年月日
〃	三一	沢	一夫	鳥取県 技術吏員	水産課	〃	昭和三十一年一月十日
〃	三二	中島	壮史	〃	〃	〃	〃
解任	漁業監督吏員 証番号	氏	名	職	名	勤務所	解任年月日
〃	一四	田中	時一	〃	〃	〃	昭和三十一年一月一日

鳥取県告示第百一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第五項の規定による司法警察員を次のように任命及び解任した。

昭和三十一年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

任命

司法警察員 証番号	氏	名	職	名	勤務所	任命年月日	期間
五六三	沢	一夫	鳥取県 技術吏員	水産課	〃	昭和三十一年一月十日	自昭和三十一年一月十日 至昭和三十一年三月三十一日
五六四	中島	壮史	〃	〃	〃	〃	〃

解任

司法警察員 証番号	氏	名	職	名	勤務所	解任年月日
四二二	田中	時一	〃	〃	〃	昭和三十一年一月一日

鳥取県告示第百二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年二月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の肝てつ予防のため
二 実施の区域及び場所 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
四 実施の期日 別表のとおり
五 注射、検査及び駆除の方法
肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

実施期日	実施区域	実施場所
二月二十四日	八頭郡家町中区	国中検診場
〃	河原町西郷区	西郷〃
〃	河原区	河原〃
〃	国英区	国英〃
〃	河原区	河原〃
〃	河原区	河原〃

〃	二十八日	〃	智頭町智頭区	智頭〃
〃	三月一日	〃	〃	〃
〃	〃	〃	山形区	山形〃
〃	〃	〃	山郷区	山郷〃
〃	〃	〃	富沢区	富沢〃
〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第百三三号

昭和三十六年十月十二日付けで、西伯郡日吉津村から申請のあつた土地改良事業計画(かんがい排水、今吉地区、富吉地区)については、審査の結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年二月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の与(今吉地区、富吉地区)

二 縦覧期間
昭和三十七年二月二十日から二十日間とする。
三 縦覧に供する場所
西伯郡日吉津村役場

鳥取県告示第百四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号番号	登録年月日
土屋 五郎	鳥取市寺町	鳥医八九九	昭和三十
	医師公社		七、二〇
安部 収	米子市富士見町四ノ五	九〇〇	〃
	湯原方		〃

木村 禎宏	〃	道笑町二丁目一五四	〃	九〇一
後藤 久雄	〃	角盤町四丁目一六〇	〃	九〇二
船木 匡	〃	西伯郡中山町下市三二ノ三〇	〃	〃
田家 哲彦	〃	倉吉市宮川町一二	〃	鳥医九〇四
永井 睦悌	〃	〃	〃	九〇五

鳥取県告示第百五号

次の道路は、昭和三十七年二月十三日から公用を廃止した。

昭和三十七年二月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

場所	地目又は品目	面積又は数量(坪)
米子市愛宕町一〇八番地先	道路敷	二二、〇七
〃	〃	〃
〃	〃	四、六八
〃	〃	二八、七六
〃	〃	〃
〃	〃	〃

九八番ノ一地先より 一五、二二
九八番ノ二地先に至る 〃

計 七〇、七三

関係図面は土木部管理課に保管

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

鳥取県教育委員会規則第二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一
技能労務職給料表

職務の等級 号級	等級	
	1 等級	2 等級
1	13,200	7,600
2	14,200	8,000
3	15,200	8,400
4	16,200	8,800
5	17,200	9,100
6	18,300	9,500
7	19,400	9,900
8	20,500	10,300
9	21,600	10,700
10	22,700	11,400
11	23,800	12,300
12	24,900	13,200
13	25,900	14,100
14	26,800	15,000
15	27,500	15,900
16	28,200	16,800
17	28,800	17,700
18	29,400	18,300
19		18,900
20		19,500
21		20,000
22		20,500

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

(切替えに伴う措置)

2 給料の切替えに伴う取扱いに関しては、職員の給与に関する条例（昭和三十六年二月鳥取県条例第三号）の適用を受ける者の例による。

(給与の内払)

3 この規則の施行前において改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて、すでに職員に支払われた昭和三十六年十月一日からこの規則の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

昭和三十七年度鳥取県立高等学校通信教育生徒を次の

要項によつて募集する。

昭和三十七年二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

昭和三十七年度鳥取県立高等学校通信教育生徒募集要項

一 募集学校及び募集生徒数

県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二番地 約五〇人
県立米子東高等学校 米子市勝田町三〇七番地 約五〇人

二 出願資格

イ 中学校を卒業した者（昭和三十七年三月卒業見込の者を含む。）

ロ 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者

ハ 高等学校の定時課程に在学している者

三 募集教科目

(1) 国語（甲） (2) 国語（乙） (3) 漢文 (4) 社会 (5) 日
本史 (6) 世界史 (7) 人文地理 (8) 数学一 (9) 数学二

- ⑩ 数学三 ⑪ 物理 ⑫ 化学 ⑬ 生物 ⑭ 地学 ⑮ 美術
- ⑯ 書道 ⑰ 音楽 ⑱ 体育 ⑲ 保健 ⑳ 農業経営 ㉑ 農業一般
- ㉒ 商業一般 ㉓ 商業簿記 ㉔ 計算実務 ㉕ 統計調査 ㉖ 家庭一般
- ㉗ 被服 ㉘ 食物 ㉙ 保育家族 ㉚ 家庭経営 ㉛ 手芸染色 ㉜ 児童心理 ㉝ 英語

出願者で、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校通学区域以東の居住者は、鳥取西高等学校に、由良育英高等学校通学区域以西の居住者は、米子東高等学校に、次の書類を提出しなければならない。

- イ 入学願書（用紙は、募集学校に準備してある。）
- ロ 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成績証明書

五 出願期間及び受付場所
 イ 出願期間 昭和三十七年二月二十日から三月三十一日まで
 ロ 受付場所 各募集校

六 選抜

- イ 志願者が定員超過した場合は、各学校において提出された志願書類を審査して入学許可者を決定する。
- ロ 入学許可者に対しては直接学校から通知する。

七 法注意事項
 イ 募集及び出願に関する質疑は、直接募集校で行なうこと。

ロ 郵送の場合返信を必要とするものは、十円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

八 参考事項

イ 通信教育によつて得られる単位数

社会	国語	教科	科目	単位数	単位数
社会史地	国語(甲)	国語(甲)	一〇		三四
世界史	国語(乙)	国語(乙)	二二	六六	
人文地理	漢文	漢文	二二	六六	
					五五五五

家庭	商業	農業	体育	保健	芸術	理科	数学
家庭食被家 庭育家庭 経家族物服 営族物般	統計商業 計算簿一 調査実記 務務般	農業農 業一業 般業 営営	保体 健育	保体 健育	音書美 楽道術	地生化物 学物学理	数学学 三二一
五五四四四	二二 三 二 三 四 六 五	二 四 二 六 六	二 九	二 九	二 二 二 二 二 二 六 六 六	五 五 五 五	三 又 是 三 又 是 六 又 是 九
	三三	二四	三三三				三三三

外国語	英 語	手芸染色 児童心理
五 一 五	二 二 一 一 一 四	五 五 五

- ロ 通信教育受講に必要な受講料及びその他の経費
- 1 受講料は各履修科目 一単位につき 七〇円
- 2 入 学 料 五〇円
- 3 教科書及び学習図書代金 実費
- 4 通 信 費 通信添削を受けるための往復通信費の実費（通信教育では第四種郵便として百グラムまで四円である。）

ハ 特 典

- 1 通信教育だけでも所要の単位を修得した場合、高等学校卒業の資格が得られる。
- 2 通信教育履修単位に応じて、国で実施する大学入学資格検定試験の受験科目を免除される。
- 3 勤労しながら通信教育を受ける者には、所得税の勤労学生控除が認められる。

4 N H K 高校講座を聴取すれば、実施校でその聴取状況を確誠のうえ所要の面接指導の時間の三割以内を免除し、さらに課題に回答した場合は、添削指導の回数の中に認められる。

5 面接指導を受ける場合、学生生徒旅客運賃割引証が使用できる。

6 育英会の奨学資金が受けられる。

公 告

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十四条第三項に規定する映写技術者試験を次のとおり行なう。
昭和三十七年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 試験期日及び場所
- 1 学科試験
- (イ) 日時 昭和三十七年三月十九日 午前九時から
- (ロ) 場所 倉吉市上井町四〇三 河北農業高等学校
- 2 技能試験

- (イ) 日時 昭和三十七年三月二十日 午前九時三十分から
- (ロ) 場所 東伯郡東郷町中興寺 東郷映画劇場
- 二 試験科目
- 1 学科試験
- (イ) 電気、熱、光及び音に関する基礎物理学
- (ロ) 燃焼及び消火に関する基礎理論
- (ハ) セルロイド類の特性
- (ニ) 映写機の操作方法
- (ホ) 火災予防及び消火の方法
- (ヘ) 映写に関する消防関係法令
- 2 技能試験
- 映写機の操作
- 三 出願手続
- 1 受験願書提出期間
- 昭和三十七年二月二十日から三月十日十二時まで
(郵送の場合は、三月十日十二時までに着信のものに限る。)

2 受験願書の提出先
鳥取市東町二丁目二〇番地
鳥取県総務部地方課消防係

3 提出書類等

- (イ) 受験願書（危険物の規制に関する総理府令様式第十八による指定のもの）
- (ロ) 写真一枚（出願前六月以内に脱帽で正面上半身を撮影した名刺型で裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの）
- 4 試験手数料
- 鳥取県収入証紙五百円を受験願書の手数料欄にはつて納付すること。（この収入証紙には消印をしないこと。）

四 その他

- 1 受験願書の用紙等は直接鳥取県総務部地方課消防係に請求すること。郵便で請求のときは必ず十円切手をはった返信用封とうを同封すること。
- 2 その他試験について不明な点は、鳥取県総務部地

方課消防係に問い合わせること。

正 誤

- 昭和三十七年二月九日付け鳥取県規則第二号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。
- 頁 行 誤 正
- 3 別表利子補給率中上段 6 同条一第項第一号 同条第一項第一号
- 4 別表農業近代化資金の種類の中 必要な資金 必要な資金
- 昭和三十七年二月九日付け鳥取県規則第三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。
- 頁 段 行 誤 正
- 3 下段 3 昭和三十六年 昭和二十六年